

霧島市における空き家等対策に関する協定について

令和元年12月18日

1 趣 旨

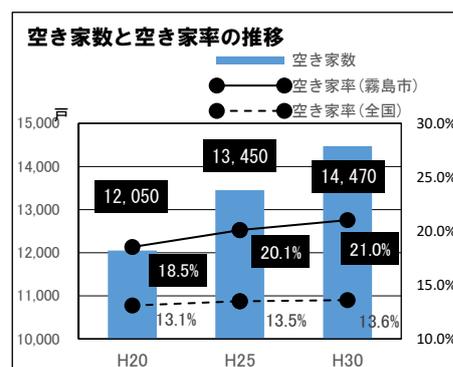
(1) 空き家の現状

「住宅・土地統計調査（総務省）」によると、平成30年の本市における空き家は14,470戸、空き家率は21%で、前回調査の平成25年に比べ、1,020戸（空き家率で0.9%）増加している状況

(2) 協定の目的

今後も空家の増加が見込まれる中、空家等がもたらす問題は、多岐の分野にわたっており、その内容も専門的であることから、空家対策を一層推進するためには、様々な専門家の団体と連携しながら専門的な立場で支援していく体制等を構築していくことが必要

そこで、協定を締結し、専門家団体と連携のもと、本市の空き家対策について、より効果的な推進を目指す



※住宅・土地統計調査（総務省）の結果を参考に作成

2 協定及び取組内容

(1) 空き家所有者等に対する相談環境の整備

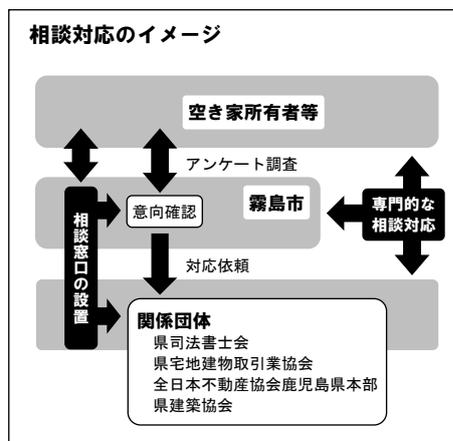
空き家所有者等から相談対応ができる専門的な窓口設置や相談内容に適した各窓口への誘導等

(2) 空き家所有者等に対するサポート体制の整備

空き家所有者等が改善に向けて抱えている問題に対して、関係する団体と連携して、専門的なアドバイスを行うワンストップサポート相談の実施等

(3) 空き家所有者等の特定調査

特定が困難な空き家所有者の生存及び所在の確認並びに相続人を特定するための調査を実施



(参考) 霧島市における空き家対策に関する主な取組

(1) 空き家所有者等に対する相談環境の整備

相談窓口を設置するとともに、チラシの配布や広報誌、HP等により、空き家がもたらす問題についての周知啓発を行い、空き家の適正管理を促進

(2) 空き家等の活用の促進

移住定住促進や地域活性化を目的とした「霧島市空き家バンク制度」や「ふるさと創生移住定住促進補助制度」により、空き家等の活用を促進

(3) 危険空き家の解体に係る支援

既に周囲へ悪影響を及ぼしている空き家の倒壊等から、市民の安全性を確保することを目的とした「霧島市危険廃屋解体撤去工事補助制度」により、空き家所有者による解体を支援